

【消防用設備等の設置単位】

東京消防庁 予防部予防課 建築係

1 基準改定の概要

- (1) 背景等
- (2) 別棟基準の種類
- (3) 主な改定内容

2 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

- (1) 渡り廊下
- (2) 地下連絡路
- (3) 洞道

3 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

- (1) 開放性のある渡り廊下等
- (2) 開放性のない渡り廊下等
- (3) 駅舎の取扱い
- (4) 性能検証
- (5) アーケード
- (6) 防火対象物の接続が社会通念上不合理

1. 基準改定の概要

(1) 背景等

背景

政令第8条の全部改正に伴い、消防庁告示第7号が令和6年4月1日に施行された。

対策

消防用設備等の設置単位について明確化及び簡略化を図ることにより、審査をしやすいように別棟基準を整理した。

1. 基準改定の概要

(2) 別棟基準の種類

基準の種類	該当法令
① 開口部のない耐火構造の床又は壁	政令第8条第1号
② 建築基準法に基づく防耐火別棟	省令第5条の3第2項第1号
③ 渡り廊下（告示）	告示第7号第3
④ 地下連絡路（告示）	告示第7号第4
⑤ 洞道（告示）	告示第7号第5
⑥ 消防長又は消防署長が認める壁等 ア 開放性のある渡り廊下等 イ 開放性のない渡り廊下等 ウ 駅舎の取扱い エ アーケードの取扱い オ 性能検証 カ 社会通念上不合理	告示第7号第6

1. 基準改定の概要

(3) 主な改定内容

国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

【告示7号第3～第5（渡り廊下・地下連絡路・洞道）】

- ・ 現行の審査検査基準 I で運用しているもの
- ・ 当庁で補足・強化していた部分は原則現行のとおり運用

消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

【告示7号第6】

- ・ 開放性のある廊下等の扱い
- ・ 開放性のない渡り廊下等の扱い
 - 緩衝帯基準（東消）の仕様規定を採用
 - 緩衝帯基準（安全センター基準）の採用

【用語の定義】

当庁管内では、「棟」の定義を国の運用と同様に「渡り廊下等で相互に接続されて一体となったものを原則1棟」としてしまうと、**駅を含め緩衝帯で多数の建築物が接続されており、防火対象物の範囲が明らかに現実的ではなく合理性を欠くものになってしまうため、この項における「棟」の定義を(1)のように示したものである。**

(1) 棟

本項（消防用設備等の設置単位）において、政令第8条の規定に基づき各々別の防火対象物とみなした部分をいう。なお、法第8条に係る一の防火対象物の取扱いは防火管理指導指針によるものである。

【参考】 一の防火対象物（防火管理指導指針 I より）

一の防火対象物については、社会通念に照らし実態に即して判断することとなるが、建築行政庁による一の建築物との判断を重要な参考としつつ、消防法の規定及び趣旨を踏まえて判断する。

(2) 避難上独立

防火対象物の部分（棟）が独立して建基政令第120条、第121条、第122条及び第125条の規定に掲げる要件を満たしていることをいう。

(3) 渡り廊下等

渡り廊下、地下連絡路、洞道をいう。また、渡り廊下、地下連絡路には車路、公共用通路、人工地盤の下部等を含むものとする。

【用語の定義】

(4) 洞道

換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。

一般的に電気、ガス、水道、空調等の設備を集中して布設した地下工作物であって、通行又は運搬の用に供するものではない。

(5) 緩衝帯基準（東消）

第7章資料19「大規模建築物及び特異建築物等の消防対策に関する調査研究報告書（平成6年3月）[抜粋]」をいう。

(6) 緩衝帯基準（安全センター）

2015年3月「緩衝帯を有する接続部の評価方法」（一般財団法人日本消防設備安全センター）をいう。

(7) 告示第7号

防火上有効な措置が講じられた壁等の基準（令和6年消防庁告示第7号）をいう。

【用語の定義】

(8) 緩衝帯

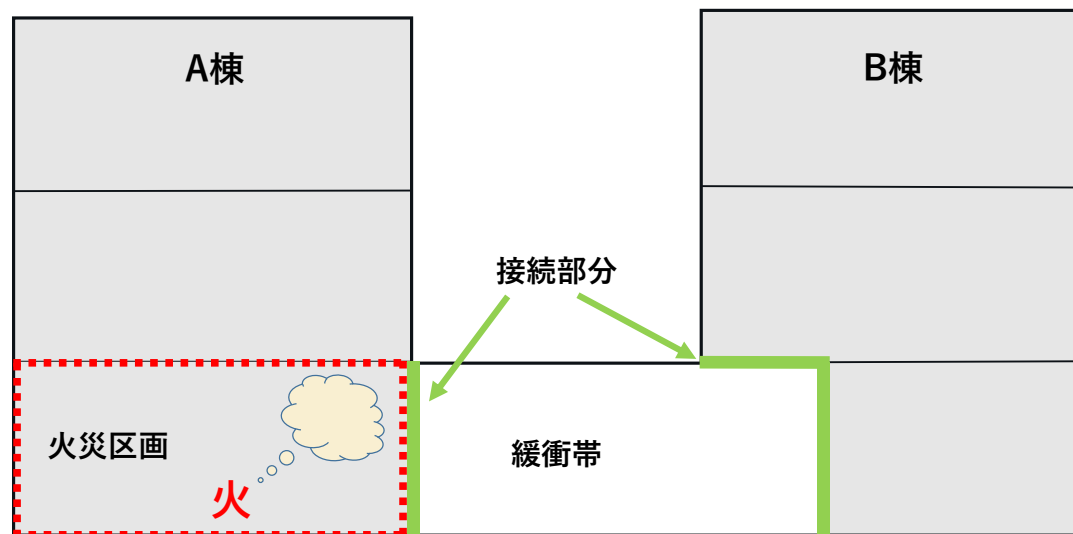
複数の棟を接続する渡り廊下等で、各棟において火災が発生したことを想定する場合に、他の棟に延焼拡大しないこと、煙が伝播しないこと等の機能を有する空間をいう。

(9) 火災区画

(8)において火災が発生したことを想定する緩衝帯に隣接する部分で、(10)の接続部分以外の部分とは耐火構造の床若しくは壁又は遮煙性能を有する防火設備で区画された部分をいう。

(10) 接続部分

緩衝帯と各棟が接続している部分をいう。



1 基準改定の概要

- (1) 背景等
- (2) 別棟基準の種類
- (3) 主な改定内容

2 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

- (1) 渡り廊下
- (2) 地下連絡路
- (3) 洞道

3 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

- (1) 開放性のある渡り廊下等
- (2) 開放性のない渡り廊下等
- (3) 駅舎の取扱い
- (4) 性能検証
- (5) アーケード
- (6) 防火対象物の接続が社会通念上不合理

2. 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

(1) 渡り廊下

新基準(告示7号)と旧基準(旧26号通知)は内容に変更なし。

【従 前】

当庁は旧基準に補足・強化をして審査検査基準Ⅰで運用していた。

・補足していた内容

- 建築物相互間の距離が3m以上で渡り廊下が準不燃材料で造られたものにあつては、開口部面積の適用除外を補足。
- 直接外気に開放されている渡り廊下等で、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。

【改正後】

当庁で独自に付加していた基準は、今回指導基準◆とした。

改正後も旧基準(審査検査基準Ⅰ)と原則同様の運用とする。

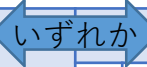
「開放性のある渡り廊下等」の定義を今回変更

2. 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

渡り廊下基準（早見表）

A 渡り廊下の**有効幅員** 6 m未満

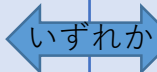
B 防火対象物の**距離**

B-1 防火対象物の距離  B-2 防火対象物の距離の適用除外（B-1の離隔が確保できないもの）

1階6 m、
2階以上10 m
を超えるもの

B-2-a 防火対象物の外壁及び屋根の構造（渡り廊下との接続部分から**3 mの範囲に限る。**）

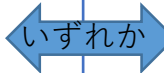
B-2-a-1
耐火構造又は防火構造

 いずれか

B-2-a-2
延焼防止上有効に防護されている（耐火壁、SP等）

B-2-b 防火対象物の外壁及び屋根の**開口部制限**（4 m²以内・防火設備）
※渡り廊下との接続部分から**3 mの範囲に限る。**
（建築物相互間の距離3 m以上、渡り廊下が準不燃材料の**東消適用除外**あり。）

B-2-c 渡り廊下の開放性

 いずれか

B-2-c-2 渡り廊下の**開放性なし**

B-2-c-2-a 渡り廊下の構造

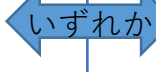
B-2-c-2-b 渡り廊下の接続部分の出入口の構造

B-2-c-2-c 渡り廊下の設備

新基準に変更

B-2-c-1 渡り廊下の**開放性あり**

B-2-c-2-c-1
渡り廊下の排煙設備

 いずれか

B-2-c-2-c-2
渡り廊下のスプリンク
ラー設備

C 渡り廊下の用途・維持管理 通行・運搬の用途にのみ供する部分

2. 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

(2) 地下連絡路

新基準(告示7号)と旧基準(旧26号通知)は内容に変更なし。

【従 前】

当庁は旧基準に補足・強化をして審査検査基準Ⅰで運用していた。

・補足していた内容

- ドライエリア形式(十分に開放されている)のものを地下連絡路から除外。
- 地下連絡路の長さが20m以上の基準を補足。
- 接続される建築物の主要構造部を耐火構造とする旨補足。
- 地下連絡路の長さを2m以上とするよう補足。
- 接続部分の開口部に設置する特防を自閉装置付又は感知器連動とするよう補足。

【改正後】

当庁で独自に付加していた基準は、今回指導基準◆とした。

改正後も旧基準(審査検査基準Ⅰ)と原則同様の運用とする。

今回、ドライエリアの基準を削除

※開放性、非開放性の渡り廊下等の基準を策定したことにより今までの補足事項が不要となったため。

2. 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

(3) 洞道

新基準(告示7号)と旧基準(旧26号通知)は内容に変更なし。

※ 基準に適合し設置単位を別とできる場合については、洞道部分には消防用設備等の設置を要しない。

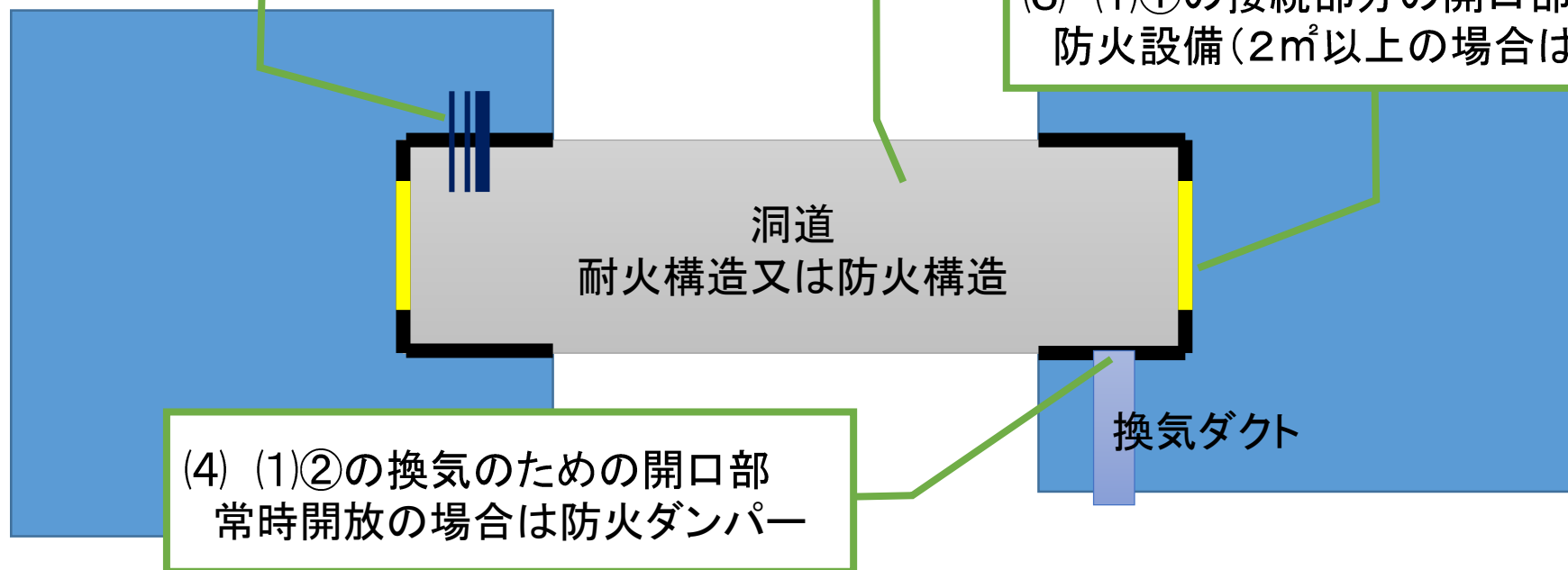
(2) 風道、配管、配線等の貫通部
耐火構造の壁又は床との隙間を不燃材料で埋めること(洞道の長さ20超の場合を除く。)

(1) 次の開口部を除き開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

- ① 接続されている部分の開口部
- ② 点検又は換気のための開口部
(※換気のための開口部は 2m^2 以下に限る)

(3) (1)①の接続部分の開口部
防火設備(2m^2 以上の場合は常閉)

(4) (1)②の換気のための開口部
常時開放の場合は防火ダンパー



1 基準改定の概要

- (1) 背景等
- (2) 別棟基準の種類
- (3) 主な改定内容

2 国の基準告示化に伴う審査検査基準の整理

- (1) 渡り廊下
- (2) 地下連絡路
- (3) 洞道

3 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

- (1) 開放性のある渡り廊下等
- (2) 開放性のない渡り廊下等
- (3) 駅舎の取扱い
- (4) 性能検証
- (5) アーケード
- (6) 防火対象物の接続が社会通念上不合理

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

趣旨

これまで、当庁の独自の基準として緩衝帯基準（東消）を活用して性能検証を行い、都度主管課と協議することとなっていたが、不明確な点が多く使いづらい部分があった。

これをより活用しやすいように、緩衝帯基準（東消）と緩衝帯基準（安全センター）の**仕様規定部分を採用**することとして、多くの場合に主管課との協議を要せずに**所属で判断できる**ようにした。

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

(1) 開放性のある渡り廊下等

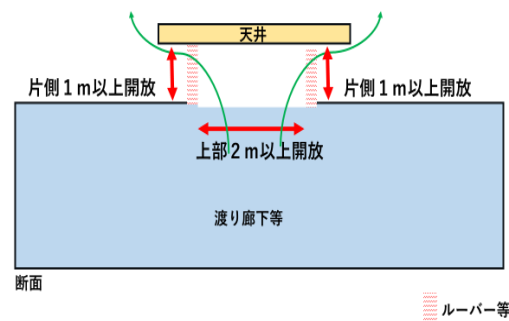
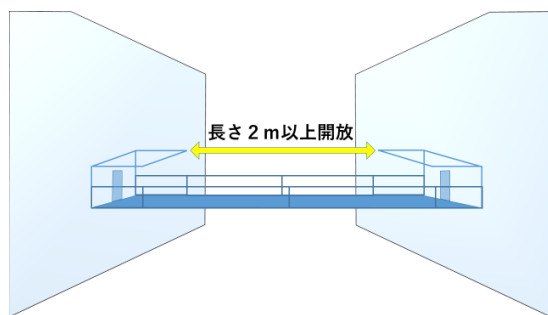
今回基準を策定

告示7号第6では、渡り廊下等が地上又は地下のいずれで接続される場合であっても延焼拡大の危険性に相違はないことから、**開放性の有無で判定**する基準を策定。

【開放性のある渡り廊下等とは】

- ① 渡り廊下等の長さが1 m以上2 m以下のもので、天井のすべてが開放されているもの。
- ② 渡り廊下等の長さが2 mを超えるもので、天井が長さ2 m以上にわたって幅員の大部分が開放されているもの又はこれに類するもの。

→ 従前の審査検査基準「地下連絡路のドライエリア形式の扱い」を準用する。



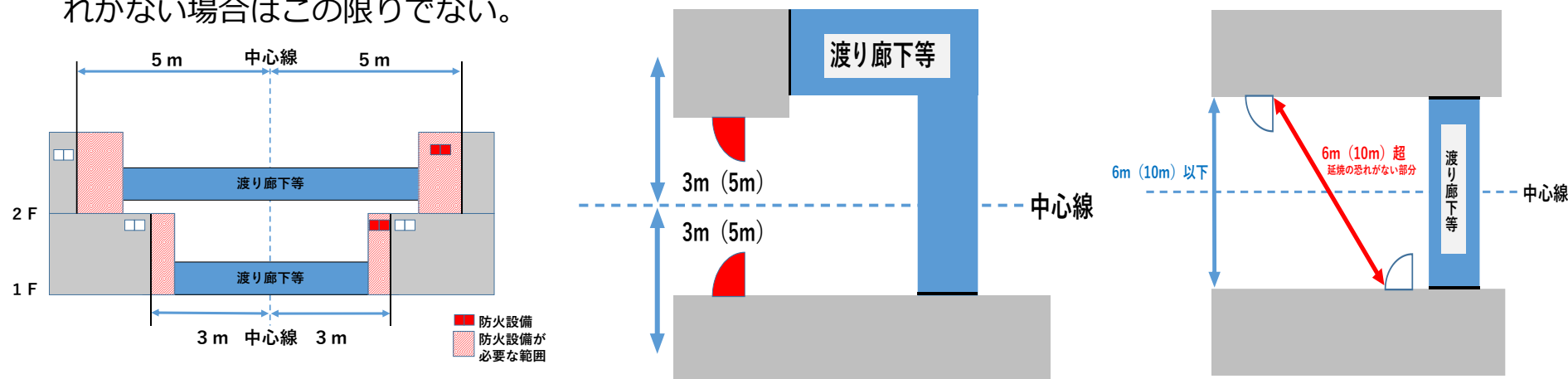
- ③ 渡り廊下等の大部分が審査検査基準第2章第1設第9「消防用設備等の設置を要しない部分等」2、(2)「外部の気流が流通する場所」第9-2表に示す部分に該当すること。

→ 現行の審査検査基準の準用

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

【設置単位を別とする要件】

- 1 各棟が避難上独立しているものであること。
- 2 渡り廊下等は、通行又は運搬の用途のみに供されるものであること。
- 3 接続部分の防火戸が防火シャッターである場合は、避難口として直近に直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸が設けられていること。
- 4 可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- 5 建築物及び渡り廊下等の特定主要構造部は耐火構造であること。
- 6 独立した一の建築物（建基法上1棟）を渡り廊下等により消防用設備等の設置単位上分割する場合、分割した各棟の外壁及び屋根の開口部には、各棟の外壁間の中心線から1階にあっては3m以下、2階以上の階にあっては5m以下の部分に防火設備を設置すること。ただし、これと同等の措置を講じた場合又は開口部が別の棟の開口部から1階にあっては6mを超え、2階以上の階にあっては10mを超える位置に存する等延焼の恐れがない場合はこの限りでない。



3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

(2) 開放性のない渡り廊下等

緩衝帯基準（東消）の仕様規定を採用

【開放性のない渡り廊下等とは】

「(1) 開放性のある渡り廊下等」に該当しないものをいう。

【設置単位を別とする要件】

- 開放性のある渡り廊下等の設置単位を別とする要件に適合すること。
- 表1又は表2に掲げる基準のいずれかに適合すること。ただし、表2による場合は(4)に基づく検証により延焼拡大防止について安全性が確認できたものであること。

表1 緩衝帯基準(東消)

		①	②	③
構造等の要件	接続部分の開口部の高さ・幅員	高さ3m以下 幅員6m以下	高さ3m以下 幅員6m以下	高さ3m以下 幅員6m以下
	火災区画のスプリンクラー設備	設置	設置	なし
	火災区画の排煙設備	設置	設置	設置
	緩衝帯の排煙設備	設置	なし	設置
	接続部分の壁及び床	2時間の耐火性能	2時間の耐火性能	2時間の耐火性能
	接続部分の開口部	自動閉鎖式 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備
他の棟の接続部分までの離隔距離		1m以上 ※	1m以上 ※	4m以上

※ 接続部分の扉が建物側から渡り廊下等の方向に開く場合は、扉幅等を考慮して2.4m以上の離隔距離とすること。

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

緩衝帯基準（安全センター）の仕様規定を採用

表2 緩衝帯基準（安全センター）

		④	⑤	⑥
構造等の要件	接続部分の開口部の面積	30㎡以下	45㎡以下	90㎡以下
	火災区画の用途	通路等 ※1	物販等 ※2	通路等 ※1
	火災区画のスプリンクラー設備	なし	設置	設置
	緩衝帯のスプリンクラー設備	設置	設置	設置
	緩衝帯の排煙設備 ※3	設置	設置	設置
	接続部分の壁及び床	1時間の耐火性能	1時間の耐火性能	1時間の耐火性能
	接続部分の開口部	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式・遮煙 特定防火設備
他の棟の接続部分までの離隔距離		延焼拡大防止の検証による	延焼拡大防止の検証による	延焼拡大防止の検証による

※1 廊下、通路、車路、ロビー、その他これらに類する用途。

※2 物販店舗、飲食店、事務所、倉庫、券売機室等の用途が発生している部分をいう。（トイレ、改札等の火災の恐れがない部分を除く。）

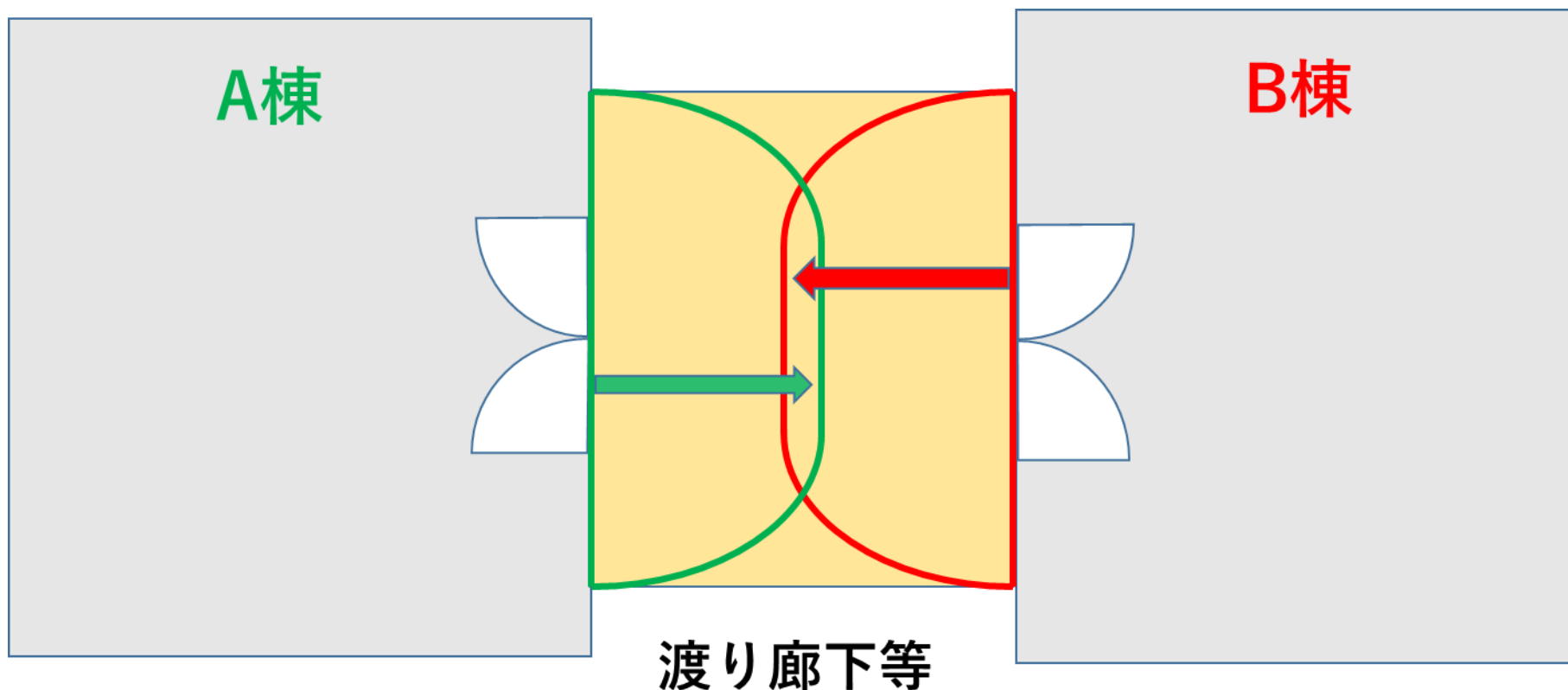
※3 手動起動の他に煙又は炎感知器連動、及び防災センターから遠隔起動できるものであること。

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

【他の棟の接続部分までの離隔距離】

A棟が火災区画（火点）のケースとB棟が火災区画（火点）のケースで各々算定する。

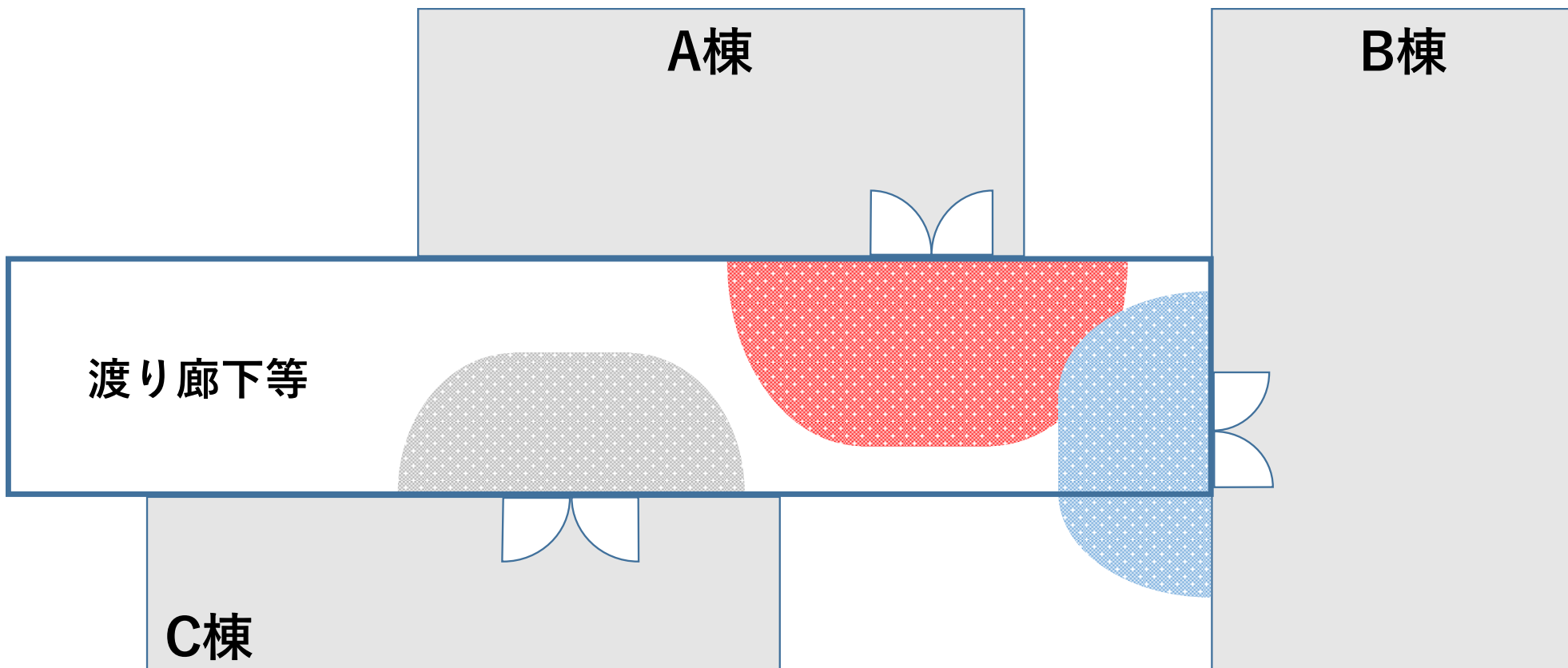
A棟の離隔距離 > B棟の離隔距離の場合、渡り廊下等の長さはA棟で算定した離隔距離以上とすること。



3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

【他の棟の接続部分までの離隔距離】

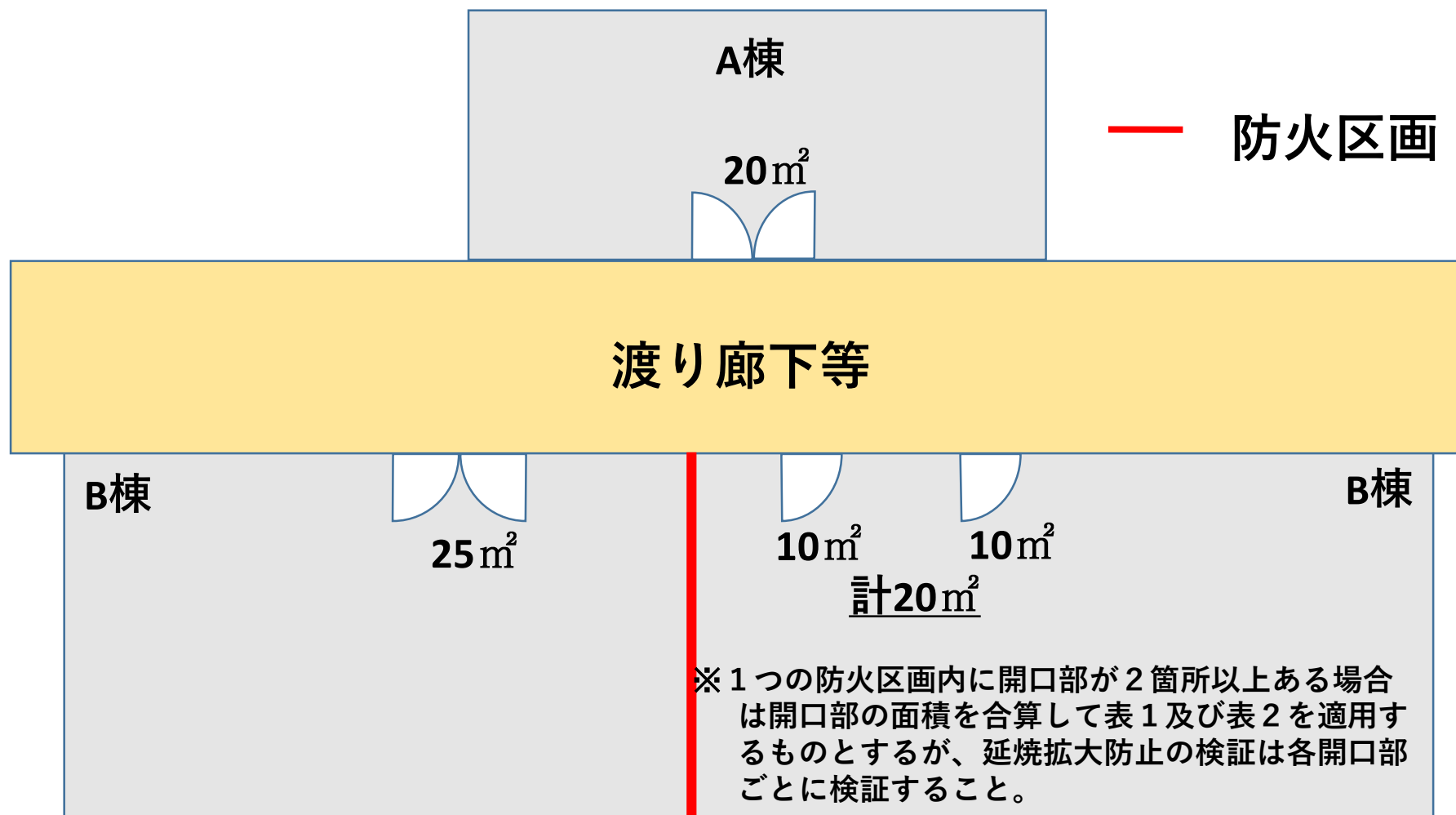
一の渡り廊下等に複数の建物が接続する場合、「第4 - 6図」と同様に他の棟の接続部分までの離隔距離を各々算定し、その範囲内に他の棟の開口部が入らないこと。



3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

【接続部分の開口部面積の算定方法】

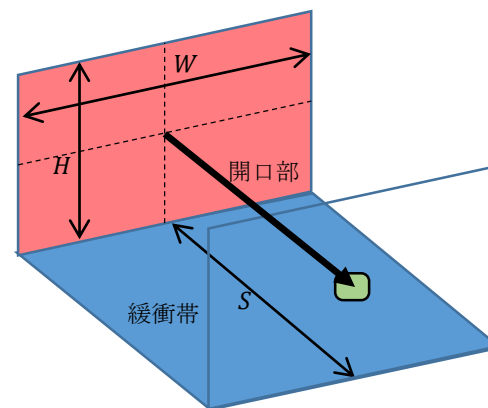
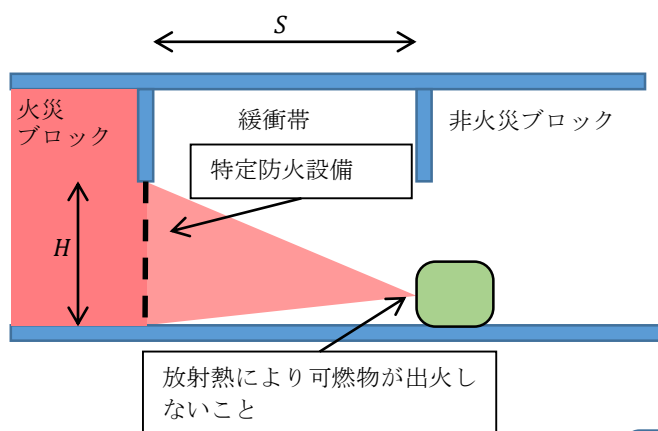
同じ棟内（B棟内）に開口部が複数ある場合、防火区画ごとに開口部を算定する。



3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

延焼拡大防止検証（輻射熱）

フェイルセーフの考え方にに基づき、**非火災ブロックの**接続部分の開口部に設置されている**防火設備が作動しない場合**でも、非火災ブロックに存する可燃物が、火災ブロックの接続部分に設置されている防火設備からの**放射熱により着火しないことを検証**する。



判定基準 $R < 10kW/m^2$

R : 放射受熱流束 $R = 50 \times F$

(開口部に**特定防火設備**が設置されていない場合は50にかえて100により検証を行うこと。)

F : 形態係数※ $F = \frac{2}{\pi} \left(\frac{X}{\sqrt{1+X^2}} \tan^{-1} \frac{Y}{\sqrt{1+X^2}} + \frac{Y}{\sqrt{1+Y^2}} \tan^{-1} \frac{X}{\sqrt{1+Y^2}} \right)$

ただし $X = \frac{H}{2S}$ $Y = \frac{W}{2S}$

H : 開口部の高さ

W : 開口部の幅

S : 開口部と開口部との間隔の距離

安全センターの基準を採用

※ 現行は防火設備が設置されていても開口部が全面800℃と想定した輻射熱計算 ($R=100 \times F$) を要していたが、現実的に厳しすぎる面を考慮し、特定防火設備が設置されている場合には開口部の全面が約700℃で想定した安全センター基準 ($R=50 \times F$) を採用することとする。

(例) 開口部の高さ4m、幅4m、緩衝帯の長さ6mの場合

$R=100 \times F$: 緩衝帯の長さが約6.7m必要 → 適用不可

$R=50 \times F$: 緩衝帯の長さが約4.5m必要 → 適用可能

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

(3) 駅舎の取扱い

今回基準を策定

令和3年頃から、大規模ターミナル駅である新宿駅、池袋駅、品川駅に関する消防用設備等の設置単位を本基準を基に判断し、設置単位の整理を図ってきた。これらの知見をもとに今回基準を具現化するものである。

棟の用途が駅舎の場合、原則(1)又は(2)によること。ただし、**既存の防火対象物で構造上困難な場合**は、(1)及び(2)にかかわらず、次の基準に適合するもの。

- 1 駅舎は避難上独立した棟であること。ただし、他の棟の部分を駅舎からの主な避難経路の一つとして計画する場合で、次に適合するものはこの限りではない。(図1参照) **(駅舎独自基準)**
 - ア 当該避難経路で火災が発生した場合、迅速に駅舎の防災センター等で覚知できること。
 - イ 当該避難経路以外に避難上有効な経路を有していること。
- 2 渡り廊下等は、通行又は運搬の用途のみに供されるものであること。
- 3 接続部分の防火戸が防火シャッターである場合は、避難口として直近に直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する防火戸が設けられていること。
- 4 渡り廊下等の部分には可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
- 5 各棟の外壁及び屋根の開口部には、各棟の外壁間の中心線から1階にあっては3m以下、2階以上の階にあっては5m以下の部分に防火設備を設置すること。

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

- 6 延焼拡大防止として、次のいずれかに適合していること。（図2参照） **（駅舎独自基準）**
 - ア 表3の⑦及び⑧は、駅舎に存する店舗等の開口部から他の棟の接続部分までの距離が、表に掲げる構造等の要件ごとに定める他の棟までの離隔距離以上であること。この場合、店舗等の開口部以外の部分は耐火構造の壁とすること。店舗等が接続部分と同一階にない場合及び駅舎側の接続部分と店舗等の開口部が2.0m以上離れている場合は、延焼拡大防止できるものとする。
 - イ 表3の⑨及び⑩は、店舗等の開口部から他の棟の接続部分までの距離が性能検証により求めた離隔距離以上であること。
- 7 煙伝播防止として、表3に掲げる構造等の要件ごとに適合していること。
- 8 表に掲げる排煙設備の能力は、建基法政令第126条の3又は特別避難階段の階段室又は附室の構造方法を定める件（平成28年国土交通省告示第696号）に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。
- 9 表3に掲げるスプリンクラー設備の能力は、政令第12条第2項に定める技術上の基準（特定施設水道連結型を除く。）に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されていること。

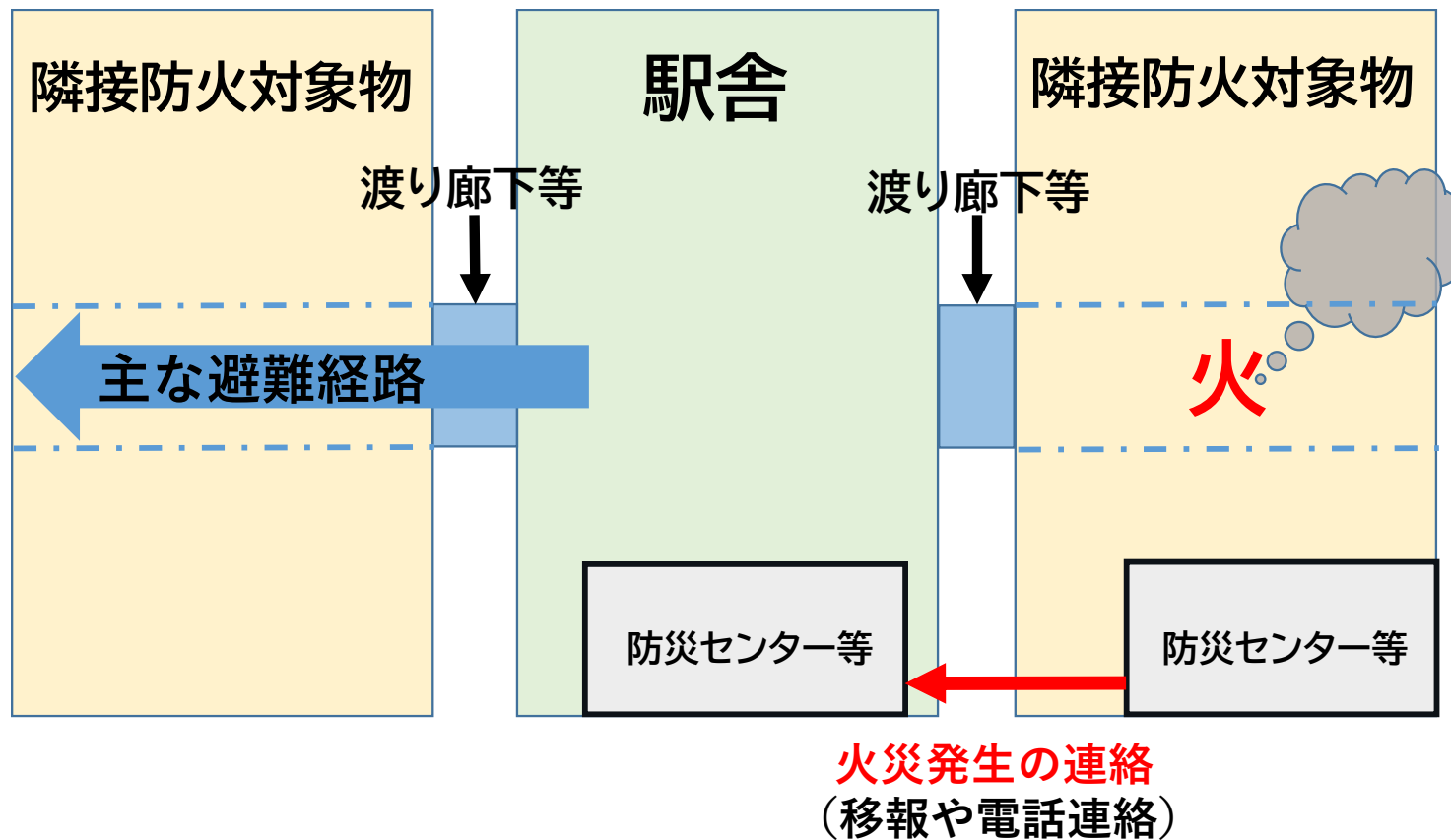
3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

表3 駅舎の別棟基準

		⑦	⑧	⑨	⑩
構造等の要件	物販等の開口部の大きさ・面積	高さ3 m以下 幅員6 m以下	高さ3 m以下 幅員6 m以下	30 m ² 以下	90 m ² 以下
	物販等のスプリンクラー設備	設置	なし	なし	設置
	物販等の排煙設備	設置	設置	なし	なし
	物販等の開口部	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備	自動閉鎖式遮煙 特定防火設備
	接続部分の開口部	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁	防煙垂れ壁
他の棟の接続部分までの離隔距離		1 m以上	4 m以上	延焼拡大防止の 検証による	延焼拡大防止の 検証による

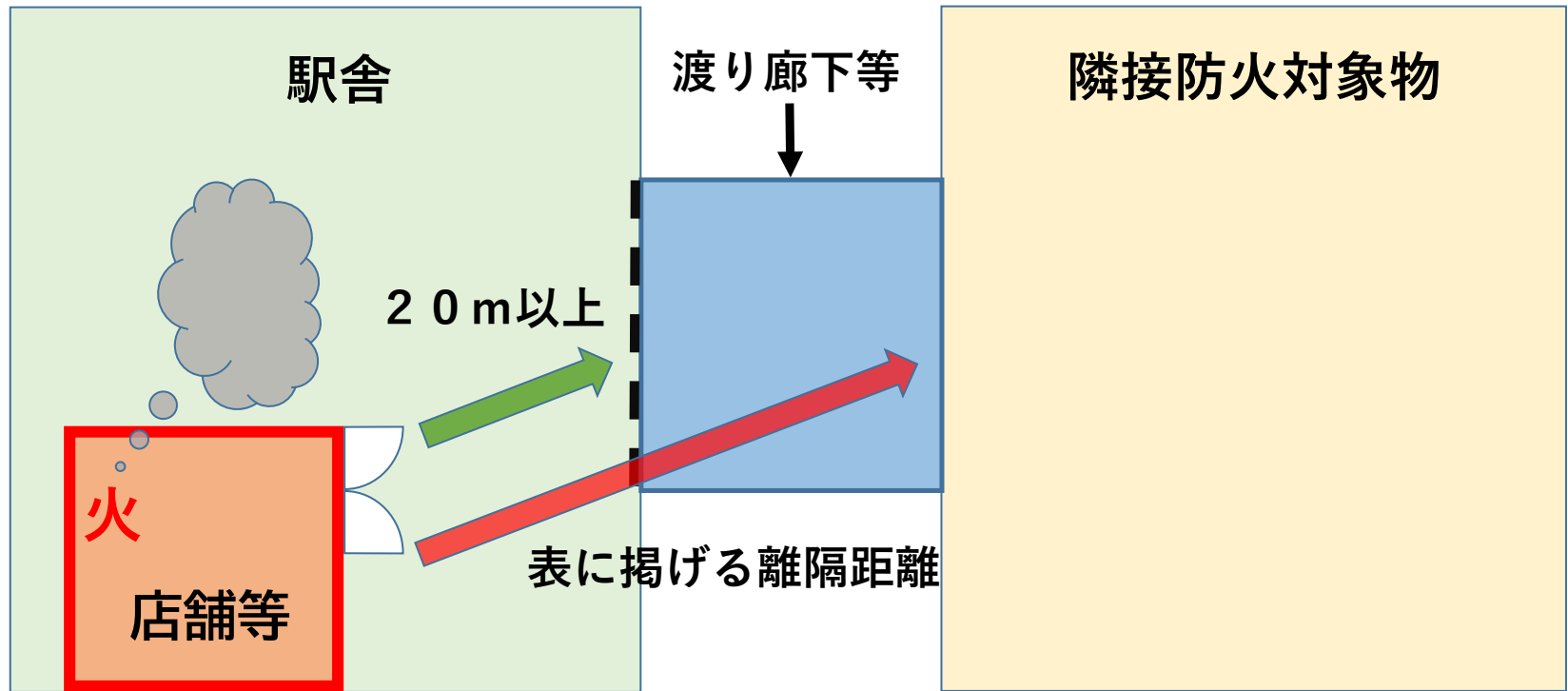
3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

図 1



3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

図 2



— 防火区画（耐火構造の壁）

- - - 防煙垂れ壁

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

(4) 性能検証

安全センターの基準を採用

緩衝帯基準（東消）又は緩衝帯基準（安全センター）に基づき、延焼拡大防止、避難、煙伝播防止に関する検証により安全性を確認した場合は、(1)～(4)及び(5)の基準によらず、消防用設備等の設置単位を別とすることができる。この場合、主管課と協議すること。

また、本基準に記載されている事項以外で、緩衝帯基準（安全センター）に基づく検証を行う場合は、一般財団法人日本消防設備安全センターでのシステム評価を取得すること。

3. 消防長又は消防署長が認める壁等に関する基準の明確化

(5) アーケード (取扱いに変更ないが明記した)

アーケード等で接続されている場合は、審査検査基準第2章第3節第10「アーケード」の基準に適合するものにあつては消防用設備等の設置単位を別とする。ただし、既存のアーケードやアーケードに面する建築物（側面建築物）については当該基準に適合しているものとみなす。

(6) 防火対象物の接続が社会通念上不合理 (内容に変更なし)

(1)から(5)までおよび告示7号第3～5の基準に適合しない場合にあつても、防火対象物の接続が社会通念上から同一の防火対象物として扱うことに不合理を生ずるものについては、防火対象物ごとに検討し、消防用設備等の設置単位を別とすることができる。